

令和5年12月定例会 文教委員会の概要

日時 令和5年12月18日（月） 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時32分

場所 第8委員会室

出席委員 鈴木正人委員長

宮崎吾一副委員長

須賀昭夫委員、東山徹委員、浅井明委員、新井豪委員、岡地優委員、

町田皇介委員、萩原一寿委員、平松大佑委員、山崎すなお委員

欠席委員 なし

説明者 日吉亨教育長、石井貴司副教育長、

古垣玲教育総務部長、青木孝夫県立学校部長、依田英樹高校改革統括監、

石井宏明市町村支援部長、案浦久仁子教育総務部副部長兼総務課長、

吉田勇市町村支援部副部長、小谷野幸也市町村支援部副部長、

中沢政人教育政策課長、井澤清典財務課長、高津導教職員課長、

南雲世匡福利課長、角坂清博県立学校人事課長、杉田和明高校教育指導課長、

廣川佳之魅力ある高校づくり課長、山崎高延ICT教育推進課長、

小西康雄生徒指導課長、松中直司県立学校部参事兼保健体育課長、

橋本晋一特別支援教育課長、岡島満小中学校人事課長、

無川禎久教職員採用課長、佐藤直樹生涯学習推進課長、松本光司文化資源課長、

平野雄三人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第121号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)のうち教育局関係	原案可決
第138号	指定管理者の指定について(さいたま文学館)	原案可決
第146号	学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
第9号	2023年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願	不採択
第11号	特別支援学校を新設する際の国庫補助の大幅な増額等について	不採択

所管事務調査

県立特別支援学校の整備の進捗状況について

【付託議案に対する質疑】

須賀委員

- 1 債務負担行為を設定する快適ハイスクール施設整備と県立学校大規模改修の具体的な工事内容はどのようなものか。
- 2 債務負担行為の設定効果についてはどうか。

財務課長

- 1 快適ハイスクール施設整備と大規模改修について、それぞれ、8校と16校、合計24校の工事を予定している。大規模改修工事については、施設の建築後、おおむね30年ごとを目安に実施しているもので、屋上防水、外壁、内装及び設備等の改修を実施し、建物の長寿命化や維持修繕費の圧縮を図るための工事である。また、快適ハイスクール施設整備については、大規模改修までの中間改修として、施設の建築後、おおむね15年ごとを目安に実施しており、屋上防水、外壁、設備等を部分的に改修する工事である。
- 2 発注者のメリットとしては、債務負担行為を設定することで、設定した年度内に工事契約の締結が可能となり、工事に早期に着手できるようになることから、工事の早期完了が期待できる。また、工事の早期着手により、施工時期が平準化され、受注者の応札意欲が改善することにより、入札の不調・不落が抑制される。さらに、十分な資材調達期間が確保できるようになるため、納期の遅れに伴う工事の遅延が生じにくくなり、騒音・停電・断水など、授業等へ影響のある工事を夏休み期間に実施しやすくなることで、教育活動への影響のリスクが低減できる。また、受注者においても工事の閑散期である、年度の上半期に工事を実施することが可能となり、年間を通じた安定的な工事の実施による経営の安定化が期待できる。なお、デメリットについては特にない。

須賀委員

債務負担行為に関して、発注者・受注者共にメリットばかりでデメリットは特にないと
いうことだが、今後、更に多くの工事に設定していくのか。

財務課長

今回対象となっている工事については、一部、夏休みでも部活動で使用するプールの工事を除いて、債務負担行為を設定しているが、一部の例外を除いて、基本的に今回設定している。債務負担行為の設定については、実施する工事の内容を踏まえ、学校における教育活動への影響等も勘案し、その必要性を検討していく。

山崎委員

- 1 さいたま文学館の選定理由の中で、障害者雇用の実績などがあることが挙げられていたが、今働いている職員のうち希望している方は継続して雇用されるのか。
- 2 川口特別支援学校の工事に伴う具体的な安全対策について、現段階で決まっているものはあるのか。
- 3 学校職員の給与等の改定が初任者をはじめ若年層を中心にとあるが、具体的に、若年層、50代から60代、再任用の教員それぞれ金額にすると、月給でどの程度上がったのか。
- 4 会計年度任用学校職員の勤勉手当の新設について、年収ではどの程度変わったのか。

文化資源課長

- 1 さいたま文学館の指定管理者が行う業務について、具体的に誰を配置するかはあくまでも指定管理者側が決定することである。ケイミックスパブリックビジネスは、提案書の中で、地域人材の採用を積極的に行う、現在さいたま文学館で勤務している職員で引き続き勤務を希望する方は、条件が合えば転籍による継続雇用を希望している。現在勤務している職員から継続雇用の希望が出てきた場合は、引継ぎの中で、現在の指定管理者から次期指定管理者にその意向も伝えるようにしていく。

特別支援教育課長

- 2 川口特別支援学校の増築については、現在設計の段階であり、工事業者も決まっていないため、具体的に検討できる状況ではないが、工事の詳細が決定した際には、工事業者や放課後等デイサービス事業所とも綿密に協議の上、工事期間中の児童生徒の引渡し場所や動線の確保、誘導員の配置等について、十分協議をし、安全確保に万全を期していく。

教職員課長

- 3 若年層は主に20歳代から30歳代半ばまでを指している。例えば、県立学校の教員に適用される教育職給料表（1）で比較すると、大卒のストレートモデルでは、20歳代は約6,700円から11,900円の引上げ幅であり、その後、年齢が高くなるにつれて、引上げ幅が小さくなり、50歳から60歳代では、約1,100円から1,200円の引上げ幅になっている。なお、大卒ストレートの初任給については、県立学校の教員の場合、11,900円の引上げとなる。また、再任用の方は、約1,000円から1,400円引き上げる予定である。
- 4 具体的に非常勤講師の場合は、例えば、50分の授業を週10コマ担当する場合、県立高校勤務の場合で年収ベース、約128万円から約148万円と、約200,000円弱引き上げる予定である。これは新設する勤勉手当も含めた額であり、割合としては約15%の増になる。

山崎委員

さいたま文学館について、ノウハウの継承という点もあると思うので、是非しっかりとそのことを伝えていただきたい。川口特別支援学校の安全対策について、現場の声、業者の方、放課後等デイサービスの方、教員の声もよく聞いて行っていただきたい。教職員の給与について、人事委員会の勧告どおり、教員になってもらう人を増やすという意味で、若年層を大幅に上げるのはすごく大事なことだと思うが、今、現場では、再任用の教員が担任や学年主任を担当し、また、非常勤の方の確保も非常に苦労していると聞いている。今回は再任用の方は上げ幅が少ないが、ここでカバーできなかった部分の処遇改善などを含めて、是非検討していただきたい。（意見）

東山委員

- 1 学校職員の給料等について、学校職員全体ではどの程度増額となるのか。
- 2 期末・勤勉手当の支給割合について、令和6年度以降の期末・勤勉手当の支給割合を令和6年4月1日に再度改定するのはなぜか。
- 3 会計年度任用学校職員の改定について、対象職員数と影響額はどうか。また、勤勉手当の新設とはどういうことなのか。

教職員課長

- 1 約44億円の増額予定である。
- 2 これまで期末手当1.20月、勤勉手当1.00月と、それぞれ6月期と12月期で支給割合は同一であったが、今回の令和5年12月期の期末・勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、支給割合に差が生じたので、令和6年度以降は、改めて6月期と12月期で支給する割合を均等に割り振るため、令和6年4月1日に再度改定するものである。なお、国においても同様の取扱いとなっている。
- 3 対象職員数は約2,700人である。報酬の改定と期末手当引上げに伴う影響額は、約1,700万円の増額となる。なお、令和6年4月1日以降に新たに支給する勤勉手当の影響額は、約3億円の増額となる。勤勉手当については、令和5年5月に公布された、地方自治法の一部を改正する法律において、国での非常勤職員の取扱いとの均衡、また、適正な処遇の確保の観点から、パートタイムである会計年度任用職員に対しても、勤勉手当を支給できることになった。埼玉県においても、こうした地方自治法の改正の趣旨や国の取扱い等を踏まえ、令和6年度から会計年度任用学校職員についても勤勉手当を支給できるように、今回、会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正案を提出した。

平松委員

- 1 第138号議案について、指定管理者が新たに指定されるということで、審査項目の配点について、前回と比較すると、公の施設の適切な運営はプラス25点、平等利用の確保はマイナス25点となっている。そこまで大きな変化ではないが、公の施設の適切な運営をより重視した理由は何か。
- 2 利用者数が伸び悩む中で、若年層の取組を図っていく、あるいは企画展示で取り扱う題材を基にしたミュージカルを市民ホール事業として行うことでシナジー効果を意識した取組がされていくという話であった。文学ホール、講座室1、あるいは研修室3などは、稼働率がかなり低い状況であるが、利用者数の増とあわせて、稼働率が低い点にはどのように取り組んでいくのか。
- 3 リアルでの訪問者、来訪者を増やしていく取組は大変重要だと思う。ARなども活用して、来館者数を増やしていきたいという話であった。一方で、さいたま文学館は、文学資料の収集、保管及び調査研究を行い、並びにその活用を図るとともに、県民の文学活動の促進を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として設置されている。桶川市までアクセスがよくない地域の方々もおり、オンラインを活用して目的を果たせるような工夫があってもよいと思うが、どうか。

文化資源課長

- 1 審査内容や配点は、選定のたびにその都度見直しをしているところである。今回の選定に当たっては、公の施設の運営は、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているかといった点をこれまでよりも重視したことから、配点を増やしたものである。
- 2 ケイミックスパブリックビジネスからは、文学ホールや講座室などの利用者数の増に向けて、例えば、教職員の研修等での活用や、県内の中学校・高等学校へのアプローチを行い、文芸系の部活動の利用を図るといった提案があった。
- 3 ケイミックスパブリックビジネスからは、SNSを利用して、写真や映像を多用し、小さなことでも頻繁に、高い頻度で情報発信していくことで、さいたま文学館の情報を積極的に発信し、親近感を持ってもらえるような取組をしたいという提案があった。また、VR技術を活用して、利用者が来館しなくても、自宅のパソコンやスマートフォン

からさいたま文学館のホームページにアクセスをすると、あたかも館内を歩き回っている感覚で展示などを閲覧できる、館内3Dビューの導入といった提案もあった。こういった取組を展開できれば、来館しなくてもさいたま文学館を利用することができ、また、実際に来館していただくきっかけにつながっている。

新井委員

- 1 第138号議案について、2団体の応募で審査が行われたが、まず我が県の指定管理者制度導入の手續に係る基本ガイドラインによれば、申請者の備えるべき資格については、埼玉県内に事務所を置く又は置こうとする法人その他団体とある。これは、埼玉県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえたものとなっているが、ほかの部局における指定管理者の選定では、地域要件を重視し、県内に本店が所在する企業には、審査において加点をする又は本店所在を応募要件に設定している場合もある。今回選定から漏れたもう一者は、県内企業だったのか。
- 2 教育局の所管でこれまで公募を行った施設は、さいたま文学館を含めて6施設あるが、今回の審査結果の審査項目を見る限り、前回と同様に本店に関する加点は見られない。今までも含め、全ての選定において本店所在についての加点がなされていないのか。
- 3 昨年9月、静岡県裾野市の市民文化センターで突然スプリンクラーが作動してコンサートを控えていた楽団の楽器が水浸しになり、億単位の損害が発生する事故があった。市民文化センターの指定管理者が、このたび選定された株式会社ケイミックスパブリックビジネスである。この事故については事故調査委員会が調査した結果、事故原因は特定できないとしている。つまり設備の不具合だったのか、人為的なミスだったのか、どちらの可能性も排除できないということである。この問題は現在係争中であり、解決には至っていない状況である。今回の指定管理者の選定委員会の審査において、この事故に関する質疑があったのか。もしあったのなら、どのような質問・答弁があったのか。そして、それが審査に影響があったのか。

文化資源課長

- 1 県内に本店がある企業である。
- 2 6施設とも加点などの措置はされていない。
- 3 選定委員会で、ケイミックスパブリックビジネスに対してこの事故について質問している。ケイミックスパブリックビジネスからは、この施設事故の概要や、市の事故調査委員会の調査結果では原因が特定できないとなっていること、現時点で市からペナルティ等は課されていないことの回答があった。選定委員会としてはこうした質疑を踏まえ、今回の事故も考慮した上で審査を行ったものと考えている。

新井委員

- 1 考慮したということだが、現在、係争中である。この事故に関しては、楽団が市に対して損害賠償請求を行っており、市が和解に応じる姿勢でいるとの報道がある。しかし、その後、市と指定管理者との間で係争がある可能性もある。ケイミックスパブリックビジネスに何らかの過失が発覚したり、その責任を問われたりした場合、その後の指定管理に何か影響があるのか。
- 2 なぜ、さいたま文学館に限らず、本店要件又はその加点がないのか。

文化資源課長

- 1 もし裁判になれば、判決の内容でこういった事実が認定されるのかにより、さいたま

文学館の指定管理業務を担わせることが適当なのかといった点を具体的に判断することになると思う。

- 2 指定管理の業務がかなり多岐にわたり、資格要件を厳しくし過ぎると、事業者から手が挙がってこないのではないかと、募集に対する応募が来ないのではないかと考えている。例えば、さいたま文学館の場合、施設管理業務、窓口業務、企画展示業務、教育普及など、様々な業務を指定管理者が行っている。こうしたことから、要件を「県内に事業所を置く又は置こうとする法人・団体であること」に留めている。

新井委員

今回の選定結果は、1, 500点の配点のうちの14点という僅差であった。裾野市におけるその事故原因の懸念はもとより、本店所在の要件又は加点があつたならば、もちろん結果は変わっていたと思う。確かにケイミックスパブリックビジネスは久喜市内に事業所を置いているが、家賃約4万円のワンルームのアパートである。ルール違反ではないが、いかがなものかと思う。2者競合の選定において、能力的にほとんど差がなかった場合、十数点という僅差であれば、県内企業・団体を優先するのが県行政としてあるべき姿だと思う。今後、指定管理者の選定において、その団体の県内本店所在について、要件にする又は加点することはないのか、その可能性は検討しないのか、教育長の意見を伺う。

教育長

県内企業への配慮を含め、今後、教育局として指定管理の選定に向けては、しっかりと検討していく。

萩原委員

- 1 川口特別支援学校について、増築工事の工期はどうか。
- 2 工事による児童生徒への影響をどのように考え、具体的にどう配慮するのか。
- 3 川口特別支援学校の周辺の道路は決して広いわけではない。これまでも、地域の様々な協力もあり、学校の運営がされてきたと認識しているが、町会をはじめ、地域とのやり取りについて、今後どのように理解してもらいながら進めていくのか。

財務課長

- 1 当初の予定では、令和6年4月に入札の公告を行い、令和6年9月議会において工事契約の締結に関する議案を議決頂いた後、令和6年11月から令和8年2月まで工事を実施する予定であった。しかしながら、今回工期が延びることが判明したため、継続費を設定し令和5年度から入札事務に着手することで、令和8年4月の供用開始までに工事を完了させるものである。具体的には、令和6年2月に入札の公告を行い、その後、令和6年6月議会において工事契約の締結に関する議案を議決頂いた後、令和6年8月から令和8年1月まで工事を実施する予定である。

特別支援教育課長

- 2 供用開始に間に合わない場合、今後も増加が見込まれる児童生徒を一時的に過密状況となっている既存の校舎で受け入れざるを得ない。また、年度途中の供用開始となると、短期間に2度、大きな環境変化が生じ、環境の変化に敏感な知的障害のある児童生徒に大きなストレスを感じさせてしまう可能性もある。こうしたことから、教育活動に影響が生じることがないように、十分に努めていく。
- 3 令和8年度、令和10年度の供用開始を目指して進めているところだが、増築工事に

当たってはこれまで保護者会などを通じ、工事の計画などについて保護者に対して説明を行っている。引き続き、保護者、地域の方々に対し、機会を捉えて案内するとともに、工事の実施に当たっては、児童生徒の安全に最大限努めていくよう、学校と調整を図りながら、保護者、地域の方々十分に周知していく。

萩原委員

地域の方々に対する説明は、具体的にどのように進めていくのか。

特別支援教育課長

今後、保護者への説明と同様に、学校とも調整して、十分説明していく。

浅井委員

- 1 指定管理者の指定について、本店要件において大事なことは、固定資産税や事業税、法人税を納めていることである。ワンルームマンションの事業者と比較して、こうした企業に加点しないことは理解できない。しっかりと検討していくということだが、どのように検討するのか。
- 2 選定理由の中で「小・中・高等学校の利用促進」とあるが、そのためにどういう意見交換や情報交換がされたのか。

教育長

- 1 指定管理者の選定は、教育局だけでなく全庁的に行われているものであり、他部局の選定における取扱いの例なども参考にしながら検討していく。

文化資源課長

- 2 学校の教職員の研修や文芸部の部活動の関係などで活用していきたいといった説明、提案があった。

浅井委員

全庁的にということ、是非関係部局に強く言ってほしい。埼玉県庁の重要な根幹になると思う。（意見）

部活動での活用について、生徒に意見を聞いたことはあるのか。

文化資源課長

今回の指定管理者の選定に当たって、生徒に意見は聞いていない。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第9号関係）】

町田委員

議請第9号「2023年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願」について、趣旨採択を求める動議を提出する。

まず、私どもの会派としては、教育予算の増額は必要であり、課題に基づき、必要な施策を講じるべきという考えは同じである。特に、本県においても、必要な対策を講じていただいているものの、喫緊の課題となっている教職員の未配置・未補充の解消策、教職員

の増員、特別支援学校の過密解消などについては、早期に解決すべき課題と考える。しかし、請願者が掲げている全ての施策を実現するには、具体の予算を必要とし、財政上の観点から現実的とは言えず、全ての項目について一括して賛同することはできない。

よって、議請第9号については趣旨採択を主張する。

浅井委員

議請第9号「2023年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願」に対し、不採択を求める立場から発言する。

教育予算の確保、教職員の増員、就学援助制度等の実施、ICT機器の整備、特別支援学校の整備や増築など、ゆきとどいた教育をすすめるため、執行部において必要な取組を推進するとともに、国への働き掛けも行っており、適切な対応が既に実施されていることが認められる。また、給食費の無償化については、現在、各地域、各学校の実情に応じて、その取扱いにはそれぞれ差がある中で、これを一律無償化することは、財源の確保だけでなく、公平性・柔軟性の観点から、慎重な判断が必要であることから賛成できない。

以上の理由から、議請第9号については、不採択とすることが適当であると考えます。

なお、生活困窮世帯の子供たちへの教育や特別支援学校の過密対策など、それぞれ重要な教育課題であると考えられるため、執行部においては、引き続き必要な措置を講ずるよう申し添える。

山崎委員

請願第9号「2023年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願」について、採択をお願いしたく意見を述べる。

請願者はゆきとどいた教育をすすめる教育埼玉署名実行委員会で、毎年、次年度の予算編成を前にして、12月定例会に多くの賛同署名を添えて請願している。今回は32,208筆の署名が提出されている。請願趣旨は5点である。「1 教育予算の増額」、「2 35人以下学級の小・中・高での早期実現」、「3 教職員の増員」、「4 教育費保護者負担軽減のための給食費の無償化のための市町村への補助、県独自の就学援助制度、給付型奨学金制度の拡充及びICT機器の公費負担」、「5 特別支援教育充実のための学校設置促進」である。教育現場では、過去最多の児童生徒の不登校やいじめが起きている。今こそ、教職員が一人一人の子供に寄り添い、学習支援や生活指導ができる少人数学級が求められる。また、物価高騰が続く中、教育費の保護者負担の軽減は、県内子育て世代の切実な願いである。特別支援学校の教室不足、過密解消も喫緊の課題である。県議会でも多くの議員が教育環境の整備等を取上げてきたが、いずれも早期に誠実に解決していくことが求められており、是非、32,208筆の声に応え、各委員の賛同をお願いして意見とする。

平松委員

議請第9号について、不採択とすべきとの立場から発言する。

教育予算を更に増額していく必要性はあると私も考えているが、限られた予算の中で請願事項全てに対応していくことは現実的ではないと考える。また、既に取組が進んでいる内容もあるので、不採択とすべきである。

【請願に係る意見（議請第11号関係）】

岡地委員

議請第11号「特別支援学校を新設する際の国庫補助の大幅な増額等について」に対し、不採択を求める立場から発言する。

特別支援学校における必要な教育環境の整備を計画的に推進するため、令和元年度以降、国に対して一層の財政的支援制度の充実について働き掛けを行っており、順次対応が実施されていることが認められる。

以上の理由から、議請第11号については、不採択とすることが適当であると考えます。

なお、特別支援学校における必要な教育環境の整備を計画的に進めるに当たり、国からの財政的支援制度の充実は重要であるため、執行部においては、引き続き必要な措置を講ずるよう申し添える。

平松委員

議請第11号について、採択すべきとの立場である。

請願理由の中には一部折り合わないところもあるが、請願事項である国庫補助の増額については、県としても要望しており、我々も必要と考えるので、採択すべきである。

山崎委員

議請第11号「特別支援学校を新設する際の国庫補助の大幅な増額等について」に対し、採択をお願いしたく意見を述べる。

請願趣旨は、「1 文部科学省が令和6年度までとした教室不足解消のための集中取組期間を延長すること」、「2 特別支援学校を新設する際の国庫補助を大幅に増額すること」である。1990年代後半から特別支援学校の教室不足が深刻である。埼玉県議会でも様々な会派がこの問題を取上げてきた。埼玉県では、埼玉県特別支援教育推進計画等を策定し、対策を進めているが、在籍する児童生徒の増加に追いついていない。教室不足と過密化により、通常の学校では考えられない学習権侵害とも言える状態に陥っている。文部科学省も事態を重く受け止め、特別支援学校の学校設置基準を定め、令和5年度から全面施行となった。令和2年度から令和6年度までが教室不足の集中取組期間となっているが、学校の設置には計画策定から工事完了まで多くの時間を要する。また、県の財政負担も大き過ぎる。児童生徒、保護者、教職員のため、1日も早く解決していくことが求められており、各委員の賛同をお願いして意見とする。

【所管事務に関する質問（県立特別支援学校の整備の進捗状況について）】

東山委員

現在、県立知的障害特別支援学校の児童生徒数は増加しており、令和3年には在籍人数6,364人であったが、令和10年には7,105人になる見込みと承知している。こうした中で、県では、埼玉県特別支援教育推進計画を策定し、その計画に基づき、県立知的障害特別支援学校の過密対策を進めているが、現在の整備状況の進捗はどうか。

特別支援教育課長

県では、令和4年3月に埼玉県特別支援教育推進計画を策定し、県有施設等の活用による新設校の設置1校、高校内分校の設置9校、校舎の増築4校の整備を計画的に進めることとしている。具体的な整備状況だが、令和4年度には、上尾特別支援学校上尾南分校など3校の高校内分校を開校し、大宮北特別支援学校で増築した校舎の供用を開始した。ま

た、令和5年度には、岩槻はるかぜ特別支援学校を新設したほか、川口特別支援学校鳩ヶ谷分校など高校内分校3校を開校し、川越特別支援学校及び三郷特別支援学校で校舎を増築した。さらに、令和5年度は、約15億8,000万円の予算を認めていただき、令和6年4月に開校予定の高校内分校3校の整備と、令和8年度及び令和10年度に供用予定の川口特別支援学校の校舎2棟の増築に必要な解体工事と実施設計を進めている。令和5年度の高校内分校の整備及び校舎増築に係る工事等は順調に進んでいる。これらの整備により、計画どおり1,022人程度の過密解消が図られる予定である。

東山委員

特別支援学校はハード・ソフト面等について更に充実を図らなくてはならないことは認識しているところであり、特に知的障害特別支援学校の過密対策は喫緊の課題と認識している。埼玉県特別支援教育推進計画は令和6年度までとなっているが、順次整備に取りかかっていたかとともに、令和7年度以降も引き続き計画を策定し、知的障害特別支援学校の過密対策を着実に進めていく必要があると考えているが、その点についての見解はどうか。

特別支援教育課長

現在においても児童生徒数の増加が続いており、今後の児童生徒数の推移などを踏まえ、令和7年度以降についても、計画の策定など、県立知的障害特別支援学校の過密対策について、しっかりと検討していく。

東山委員

足りない部分は速やかに対応していただきたい。私たちとしても理解し支援する。（意見）